

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣法施行規則第18条の2第1項に基づき、情報を公開いたします。

【対象期間：令和6年度（令和7年4月～令和8年3月）】

1 派遣労働者数 17 名（令和8年3月末現在）

2 派遣先事業所数 4 カ所（令和8年3月末現在）

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	29,740	（円）
派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	19,188	（円）
* マージン率	35.5%	

$$\text{* マージン率} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額}}{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額}} = \text{マージン率}$$

* マージンには、以下の費用が含まれます。

- ▶派遣会社が負担する社会保険料
- ▶派遣会社が負担する雇用保険料・労災保険料
- ▶通勤手当
- ▶有給休暇に関する負担分
- ▶派遣会社での教育訓練費・複利厚生費
- ▶消費税
- ▶派遣会社社員の人件費
- ▶健康診断にかかる費用
- ▶営業利益 他

4 キャリア形成支援制度に関する事項

(1)教育訓練に関する計画

	1人当たり年間平均実施時間	訓練の方法の別
勤続年数：0～1年	8時間	OJT又はOFF-JT
勤続年数：1～2年	8時間	OJT又はOFF-JT
勤続年数：2～3年以上	8時間	OJT又はOFF-JT

※訓練費負担：無償

※賃金支給の別：有給（無給部分なし）

(2)キャリアコンサルティング相談窓口：0743-67-1458（谷口）

5 労働者派遣法30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

「労使協定方式」による労使協定の締結をしている。（令和9年3月31日まで）